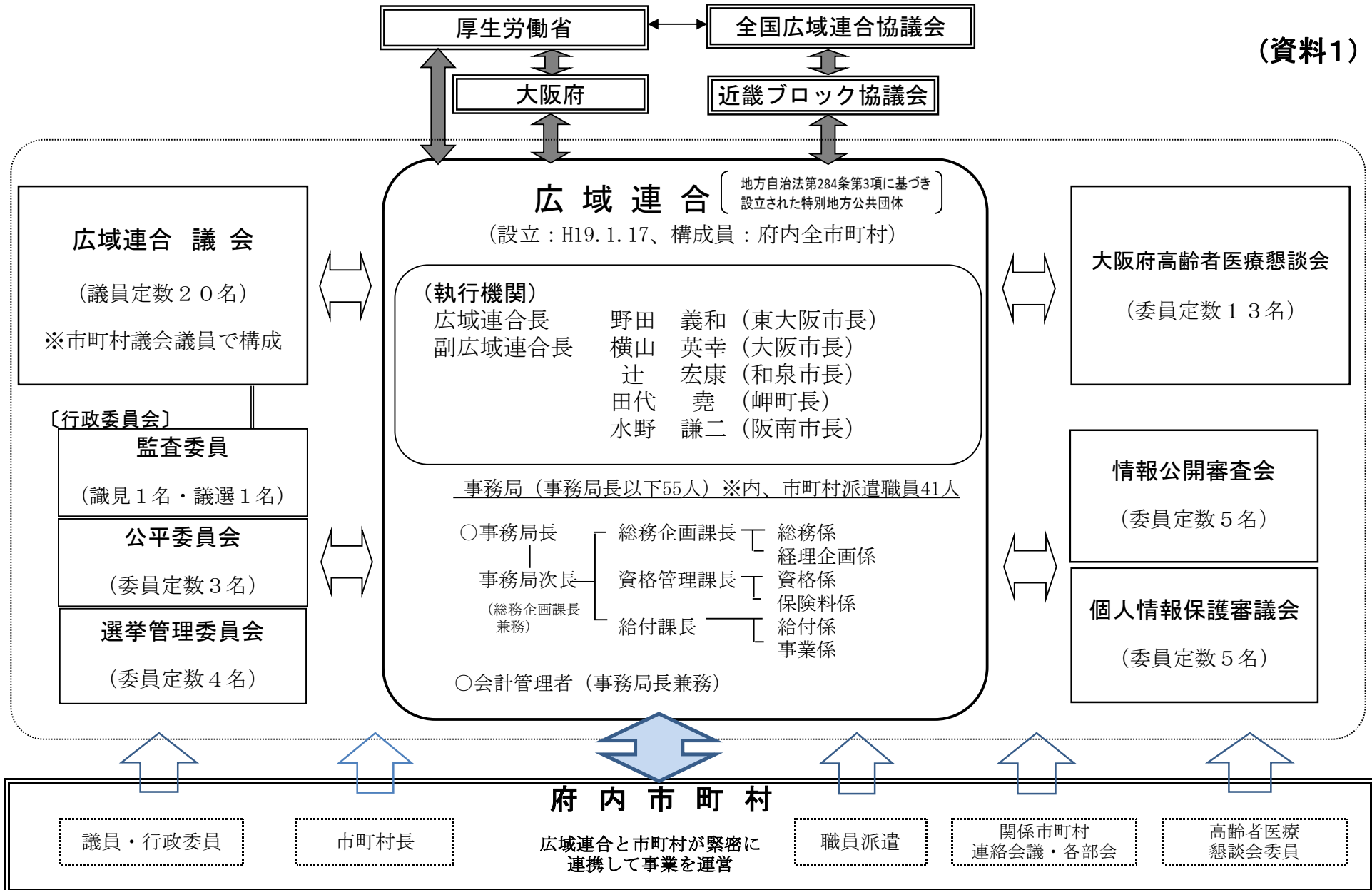


大阪府後期高齢者医療広域連合の組織概要

令和6年4月1日現在

(資料1)



制度施行状況

(資料 2)

○被保険者数の推移について 全被保険者数

		被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	20年4月との 比較(%)	(再掲) 窓口負担割合		構成比 (%)
平成20年	4月末	723,702			3割	72,092	9.96
平成31年	4月末	1,147,752		158.59	3割	85,051	7.41
令和2年	4月末	1,173,097	25,345	162.10	3割	84,775	7.23
令和3年	4月末	1,177,228	4,131	162.67	3割	83,746	7.11
令和4年	4月末	1,208,881	31,653	167.04	3割	86,412	7.15
令和5年	4月末	1,261,580	52,699	174.32	3割	95,863	7.60
					2割	242,158	19.19
令和6年	4月末	1,309,503	47,923	180.95	3割	98,527	7.52
					2割	246,001	18.79

(内訳)

		75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
		被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	被保険者数(人)	対前年 増減数(人)
平成20年	4月末	695,662		28,040	
平成31年	4月末	1,135,496		12,256	
令和2年	4月末	1,161,793	26,297	11,304	▲ 952
令和3年	4月末	1,166,619	4,826	10,609	▲ 695
令和4年	4月末	1,199,429	32,810	9,452	▲ 1,157
令和5年	4月末	1,253,659	54,230	7,921	▲ 1,531
令和6年	4月末	1,302,650	48,991	6,853	▲ 1,068

※「▲」はマイナス

○被保険者年齢構成 (令和6年4月末現在)

年齢階層	被保険者数(人)	構成比(%)
65～69歳	1,687	0.13
70～74歳	5,166	0.39
小計(65～74歳)	6,853	0.52
75～79歳	499,591	38.15
80～84歳	410,873	31.38
85～89歳	246,218	18.80
90～94歳	111,184	8.49
95～99歳	30,207	2.31
100歳～	4,577	0.35
小計(75歳～)	1,302,650	99.48
合計	1,309,503	100.00

平均年齢	81.49 歳
------	---------

○ 都道府県別75歳以上の人口と総人口に占める割合

	令和5年(2023年)			令和12年(2030年)			割合の差 (%)
	①総人口 (千人)	②75歳以上人口 (千人)	割合(②/①) (%)	①総人口 (千人)	②75歳以上人口 (千人)	割合(②/①) (%)	
全国計	124,352	20,078	16.1	120,116	22,613	18.8	2.7
北海道	5,092	915	18.0	4,792	1,056	22.0	4.1
青森	1,184	221	18.7	1,077	252	23.4	4.7
岩手	1,163	221	19.0	1,066	245	23.0	4.0
宮城	2,264	344	15.2	2,172	408	18.8	3.6
秋田	914	194	21.2	819	215	26.3	5.0
山形	1,026	194	18.9	945	219	23.2	4.3
福島	1,767	303	17.1	1,640	354	21.6	4.4
茨城	2,825	460	16.3	2,688	542	20.2	3.9
栃木	1,897	297	15.7	1,802	357	19.8	4.2
群馬	1,902	322	16.9	1,815	370	20.4	3.5
埼玉	7,331	1,116	15.2	7,224	1,282	17.7	2.5
千葉	6,257	980	15.7	6,179	1,109	17.9	2.3
東京	14,086	1,823	12.9	14,349	1,944	13.5	0.6
神奈川	9,229	1,358	14.7	9,122	1,528	16.8	2.0
新潟	2,126	391	18.4	1,974	442	22.4	4.0
富山	1,007	191	19.0	942	209	22.2	3.2
石川	1,109	189	17.0	1,057	214	20.2	3.2
福井	744	128	17.2	703	145	20.6	3.4
山梨	796	138	17.3	749	157	21.0	3.6
長野	2,004	374	18.7	1,899	410	21.6	2.9
岐阜	1,931	335	17.3	1,820	375	20.6	3.3
静岡	3,555	609	17.1	3,386	686	20.3	3.1
愛知	7,477	1,078	14.4	7,346	1,207	16.4	2.0
三重	1,727	296	17.1	1,637	326	19.9	2.8
滋賀	1,407	205	14.6	1,376	242	17.6	3.0
京都	2,535	436	17.2	2,445	482	19.7	2.5
大阪	8,763	1,407	16.1	8,438	1,518	18.0	1.9
兵庫	5,370	906	16.9	5,145	1,013	19.7	2.8
奈良	1,296	239	18.4	1,215	272	22.4	3.9
和歌山	892	172	19.3	827	188	22.7	3.5
鳥取	537	97	18.1	503	111	22.1	4.0
島根	650	128	19.7	610	139	22.8	3.1
岡山	1,847	327	17.7	1,774	359	20.2	2.5
広島	2,738	465	17.0	2,618	519	19.8	2.8
山口	1,298	260	20.0	1,199	285	23.8	3.7
徳島	695	134	19.3	640	152	23.8	4.5
香川	926	169	18.3	875	188	21.5	3.2
愛媛	1,291	244	18.9	1,203	273	22.7	3.8
高知	666	138	20.7	608	151	24.8	4.1
福岡	5,103	778	15.2	4,989	915	18.3	3.1
佐賀	795	132	16.6	752	156	20.7	4.1
長崎	1,267	231	18.2	1,159	266	23.0	4.7
熊本	1,709	298	17.4	1,622	343	21.1	3.7
大分	1,096	206	18.8	1,031	234	22.7	3.9
宮崎	1,042	188	18.0	979	218	22.3	4.2
鹿児島	1,549	275	17.8	1,448	319	22.0	4.3
沖縄	1,468	166	11.3	1,459	217	14.9	3.6

全国計人口と都道府県別人口合計では四捨五入の関係で数値に相違があります。

資料出典 総務省統計局「人口推計 令和5年10月1日現在」(令和6年4月12日公表)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」(令和5年12月22日公表)

○所得階層別の被保険者数

(令和4年9月末現在)

所得額	被保険者数(人)	構成割合
所得なし	595,105	48.29%
30万円未満	104,197	8.46%
30万円以上 50万円未満	59,121	4.80%
50万円以上 100万円未満	120,470	9.78%
100万円以上 150万円未満	138,084	11.21%
150万円以上 200万円未満	89,086	7.23%
200万円以上 250万円未満	40,704	3.30%
250万円以上 300万円未満	20,135	1.63%
300万円以上 400万円未満	21,574	1.75%
400万円以上 500万円未満	10,725	0.87%
500万円以上 700万円未満	9,955	0.81%
700万円以上1000万円未満	7,717	0.63%
1000万円以上	11,679	0.95%
所得不詳	3,770	0.31%
合計	1,232,322	100.00%

均等割額のみ賦課
(被保険者の約6割)

均等割額及び所得割額を賦課
(被保険者の約4割)

※所得は、収入から必要経費等を差し引いた所得総額(基礎控除前)。

※厚生労働省「令和4年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」の数値から作成。

○保険料率の推移

◆ 保険料率の推移

期別	年度	均等割額(年額)	所得割率	年間限度額
第1期	平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円
第2期	平成22・23年度	49,036円	9.34%	50万円
第3期	平成24・25年度	51,828円	10.17%	55万円
第4期	平成26・27年度	52,607円	10.41%	57万円
第5期	平成28・29年度	51,649円	10.41%	57万円
第6期	平成30・31年度	51,491円	9.90%	62万円
第7期	令和2・3年度	54,111円	10.52%	64万円
第8期	令和4・5年度	54,461円	11.12%	66万円
第9期	令和6・7年度	57,172円	11.75%	80万円

※1 令和6年度は激変緩和措置が設けられています。

- ・年間限度額について、生年月日が昭和24年3月31日以前の者等は73万円。
- ・所得割率について、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は10.94%を適用。

○保険料の軽減措置

【均等割額の軽減措置(世帯の所得水準に応じた軽減及び元被扶養者への軽減)】

令和6年度 軽減割合	軽減後の均等割額(令和6年度)		適用人員	被保険者に 占める割合
	年額	月額		
7割	17,151円	1,429円	572,253人	44.43%
5割	28,586円	2,382円	4,069人	0.32%
			151,153人	11.74%
2割	45,737円	3,811円	162,396人	12.60%
合計			889,871人	69.09%

※資格取得後2年間に限り軽減

※令和5年度保険料確定賦課時の対象被保険者
1,287,961人に対する適用人数とその割合

【被保険者均等割額の軽減措置等】
(令和6年度 要件)

軽減割合	軽減判定基準
7割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)】を超えないとき
5割	要件① 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方で資格取得後2年間(※2)
	要件② 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円) + 29万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)】を超えないとき
2割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円) + 54万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)】を超えないとき

※1 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。2人以上いる場合に適用します。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※2 世帯の所得水準に応じた保険料の軽減措置7割軽減を受けている場合は7割軽減が適用されます。

○保険料収納率の推移

年 度	保険料収納率	増減数(対前年度)	(参考) 普通徴収収納率
平成20年度	98.40%		96.26%
平成21年度	98.56%	0.16%	96.87%
平成22年度	98.78%	0.22%	97.24%
平成23年度	98.93%	0.15%	97.58%
平成24年度	98.93%	0.00%	97.70%
平成25年度	99.01%	0.08%	97.90%
平成26年度	99.04%	0.03%	98.02%
平成27年度	99.09%	0.05%	98.18%
平成28年度	99.20%	0.11%	98.40%
平成29年度	99.25%	0.05%	98.47%
平成30年度	99.35%	0.10%	98.70%
令和元年度	99.36%	0.01%	98.69%
令和2年度	99.47%	0.11%	98.90%
令和3年度	99.51%	0.04%	99.00%
令和4年度	99.41%	▲ 0.10%	98.85%
令和5年度	99.44%	0.03%	98.91%

(調定額と収納額)

(単位：円)

年 度	調定額	収納額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143
平成23年度	66,819,810,683	66,104,658,476
平成24年度	74,371,811,609	73,572,718,301
平成25年度	76,282,862,143	75,525,747,541
平成26年度	78,971,004,070	78,215,351,289
平成27年度	80,135,160,817	79,409,296,749
平成28年度	83,875,918,173	83,202,679,899
平成29年度	88,269,552,556	87,604,938,914
平成30年度	90,564,522,696	89,980,357,205
令和元年度	94,779,835,824	94,175,929,230
令和2年度	102,843,276,093	102,298,358,782
令和3年度	103,710,595,761	103,205,399,137
令和4年度	112,923,386,892	112,255,843,247
令和5年度	116,184,563,728	115,532,836,127

令和4年度					令和5年度				
順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率	順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率
1位	千早赤阪村	113,208,607	113,208,607	100.00%	1位	千早赤阪村	119,496,079	119,496,079	100.00%
2位	松原市	1,591,128,892	1,590,237,594	99.94%	2位	田尻町	87,032,918	86,912,988	99.86%
3位	田尻町	87,776,776	87,673,639	99.88%	3位	阪南市	825,326,206	824,015,134	99.84%
4位	河内長野市	2,042,780,378	2,039,308,463	99.83%	4位	太子町	218,042,602	217,622,759	99.81%
5位	阪南市	788,648,329	787,249,076	99.82%	5位	交野市	1,421,452,964	1,418,437,895	99.79%
6位	茨木市	4,014,111,995	4,006,953,670	99.82%	6位	河南町	266,833,491	266,238,881	99.78%
7位	交野市	1,367,547,200	1,365,050,171	99.82%	7位	茨木市	4,155,469,560	4,145,876,394	99.77%
8位	岬町	264,956,374	264,342,325	99.77%	8位	河内長野市	2,098,970,969	2,093,917,000	99.76%
9位	富田林市	1,674,384,926	1,670,051,852	99.74%	9位	富田林市	1,729,684,974	1,725,318,302	99.75%
10位	島本町	471,368,887	470,021,467	99.71%	10位	豊能町	592,212,674	590,597,153	99.73%
11位	八尾市	3,603,524,862	3,592,690,602	99.70%	11位	和泉市	2,229,668,351	2,223,424,720	99.72%
12位	熊取町	620,383,362	618,394,632	99.68%	12位	枚方市	6,387,906,552	6,369,595,622	99.71%
13位	大阪狭山市	924,160,194	921,156,871	99.68%	13位	八尾市	3,682,288,490	3,670,889,262	99.69%
14位	泉佐野市	1,093,120,696	1,089,423,920	99.66%	14位	泉大津市	824,355,394	821,790,243	99.69%
15位	池田市	1,683,725,604	1,677,999,551	99.66%	15位	松原市	1,631,950,801	1,626,770,196	99.68%
16位	枚方市	6,167,563,193	6,146,541,643	99.66%	16位	池田市	1,740,202,336	1,734,498,956	99.67%
17位	和泉市	2,130,719,312	2,123,287,377	99.65%	17位	岸和田市	2,383,705,409	2,375,682,220	99.66%
18位	貝塚市	976,997,154	973,455,554	99.64%	18位	高石市	804,294,782	801,476,707	99.65%
19位	泉大津市	801,132,705	798,115,878	99.62%	19位	泉佐野市	1,140,518,566	1,136,507,635	99.65%
20位	岸和田市	2,315,422,613	2,306,612,223	99.62%	20位	熊取町	668,006,529	665,617,935	99.64%
21位	高石市	792,357,387	789,331,590	99.62%	21位	羽曳野市	1,649,718,164	1,643,781,146	99.64%
22位	豊能町	573,575,650	571,365,134	99.61%	22位	島本町	493,362,270	491,579,692	99.64%
23位	藤井寺市	914,022,811	910,403,322	99.60%	23位	柏原市	973,549,471	969,656,454	99.60%
24位	太子町	203,585,114	202,765,459	99.60%	24位	貝塚市	1,010,559,661	1,006,506,792	99.60%
25位	大東市	1,429,156,819	1,422,754,843	99.55%	25位	大阪狭山市	950,130,252	946,198,119	99.59%
26位	吹田市	5,083,089,418	5,060,263,646	99.55%	26位	高槻市	6,017,052,679	5,991,983,060	99.58%
27位	柏原市	938,878,397	934,646,681	99.55%	27位	箕面市	2,449,997,811	2,439,569,252	99.57%
28位	堺市	11,214,249,985	11,157,372,363	99.49%	28位	藤井寺市	936,411,133	932,371,981	99.57%
29位	高槻市	5,840,491,958	5,810,339,399	99.48%	29位	四條畷市	772,690,225	769,337,895	99.57%
30位	箕面市	2,364,392,517	2,352,109,414	99.48%	30位	能勢町	165,042,193	164,303,808	99.55%
31位	忠岡町	196,781,647	195,758,677	99.48%	31位	守口市	1,751,130,500	1,742,257,597	99.49%
32位	東大阪市	6,076,220,648	6,042,877,116	99.45%	32位	堺市	11,620,126,414	11,560,457,879	99.49%
33位	河南町	261,774,758	260,336,208	99.45%	33位	泉南市	809,515,896	805,350,597	99.49%
34位	四條畷市	741,361,232	737,263,012	99.45%	34位	忠岡町	199,384,317	198,319,203	99.47%
35位	能勢町	150,856,748	150,010,886	99.44%	35位	吹田市	5,306,061,196	5,277,412,677	99.46%
36位	摂津市	1,112,152,124	1,105,570,829	99.41%	36位	大東市	1,482,182,638	1,473,926,049	99.44%
37位	守口市	1,696,564,807	1,686,514,039	99.41%	37位	東大阪市	6,245,596,631	6,210,403,356	99.44%
38位	羽曳野市	1,609,122,268	1,599,432,556	99.40%	38位	摂津市	1,151,130,095	1,144,565,586	99.43%
39位	豊中市	5,981,499,540	5,941,956,453	99.34%	39位	岬町	274,747,805	272,928,259	99.34%
40位	寝屋川市	3,151,553,016	3,128,759,360	99.28%	40位	豊中市	6,153,074,726	6,109,427,971	99.29%
41位	門真市	1,434,854,123	1,423,768,567	99.23%	41位	寝屋川市	3,231,996,256	3,208,965,946	99.29%
42位	泉南市	785,452,235	779,215,622	99.21%	42位	門真市	1,447,423,424	1,436,887,493	99.27%
43位	大阪市	27,638,731,631	27,351,252,956	98.96%	43位	大阪市	28,086,260,324	27,821,959,234	99.06%
合 計		112,923,386,892	112,255,843,247	99.41%	合 計		116,184,563,728	115,532,836,127	99.44%

注：収納率は小数点第3位を四捨五入。

全国の広域連合における保険料収納率の推移(平成29年度～令和4年度)

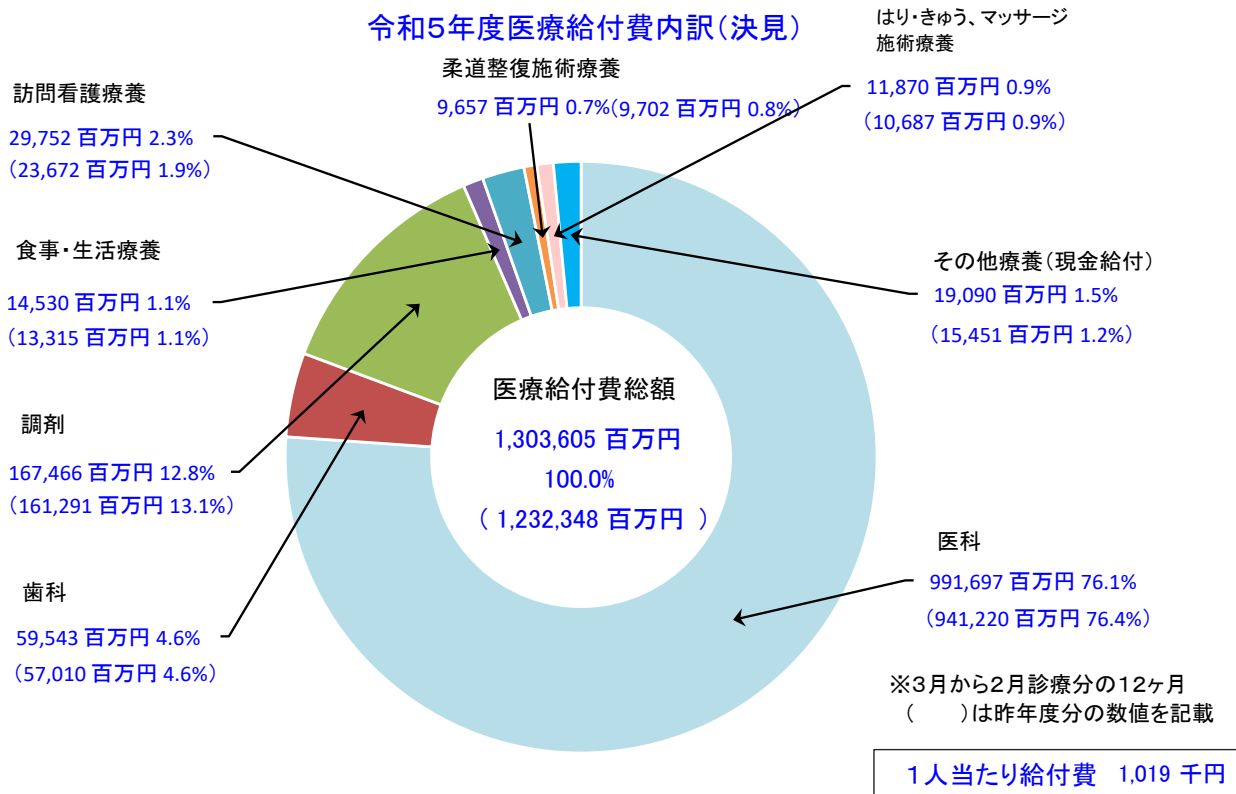
No.	都道府県 広域連合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	対前年度 比(%)	順位	【再掲】 普通徴収(%)	順位
1	北海道	99.43	99.45	99.49	99.58	99.59	99.60	0.01	19	99.22	5
2	青森県	99.32	99.28	99.37	99.53	99.47	99.42	△ 0.05	40	98.38	47
3	岩手県	99.57	99.63	99.72	99.74	99.75	99.70	△ 0.05	5	99.03	16
4	宮城県	99.41	99.41	99.46	99.53	99.60	99.56	△ 0.04	28	98.82	29
5	秋田県	99.52	99.57	99.59	99.78	99.60	99.63	0.03	18	98.72	36
6	山形県	99.53	99.57	99.57	99.67	99.68	99.68	0.00	10	98.96	20
7	福島県	99.41	99.47	99.43	99.59	99.65	99.58	△ 0.07	21	98.78	31
8	茨城県	99.29	99.33	99.40	99.47	99.49	99.44	△ 0.05	38	98.45	46
9	栃木県	99.38	99.37	99.36	99.54	99.54	99.49	△ 0.05	34	98.63	39
10	群馬県	99.53	99.58	99.57	99.64	99.67	99.63	△ 0.04	16	99.06	14
11	埼玉県	99.31	99.33	99.35	99.47	99.50	99.41	△ 0.09	41	98.62	40
12	千葉県	99.29	99.33	99.27	99.42	99.44	99.35	△ 0.09	45	98.47	45
13	東京都	98.91	98.97	98.95	99.19	99.21	99.09	△ 0.12	47	98.56	43
14	神奈川県	99.42	99.48	99.43	99.57	99.58	99.48	△ 0.10	36	99.01	17
15	新潟県	99.64	99.68	99.68	99.72	99.69	99.70	0.01	3	99.11	13
16	富山県	99.54	99.56	99.57	99.64	99.66	99.63	△ 0.03	17	98.90	25
17	石川県	99.53	99.49	99.47	99.56	99.60	99.57	△ 0.03	27	98.91	23
18	福井県	99.56	99.53	99.56	99.59	99.61	99.55	△ 0.06	30	98.81	30
19	山梨県	99.48	99.47	99.57	99.69	99.65	99.68	0.03	11	99.21	7
20	長野県	99.65	99.67	99.67	99.72	99.73	99.70	△ 0.03	6	99.16	9
21	岐阜県	99.50	99.56	99.57	99.63	99.63	99.58	△ 0.05	24	98.91	24
22	静岡県	99.32	99.38	99.41	99.53	99.55	99.51	△ 0.04	32	98.84	28
23	愛知県	99.59	99.64	99.65	99.70	99.71	99.65	△ 0.06	14	99.29	2
24	三重県	99.41	99.46	99.47	99.58	99.59	99.57	△ 0.02	26	98.87	26
25	滋賀県	99.62	99.63	99.65	99.73	99.71	99.70	△ 0.01	4	99.14	10
26	京都府	99.28	99.33	99.31	99.43	99.47	99.39	△ 0.08	43	98.77	34
27	大阪府	99.25	99.35	99.36	99.47	99.51	99.41	△ 0.10	42	98.85	27
28	兵庫県	99.45	99.47	99.50	99.59	99.62	99.55	△ 0.07	29	98.96	21
29	奈良県	99.49	99.58	99.61	99.70	99.71	99.70	△ 0.01	7	99.32	1
30	和歌山県	99.52	99.51	99.58	99.67	99.62	99.58	△ 0.04	20	98.98	19
31	鳥取県	99.63	99.60	99.61	99.65	99.70	99.67	△ 0.03	13	98.99	18
32	島根県	99.74	99.79	99.72	99.81	99.80	99.73	△ 0.07	1	99.21	6
33	岡山県	99.48	99.51	99.53	99.64	99.66	99.64	△ 0.02	15	99.04	15
34	広島県	99.50	99.53	99.54	99.63	99.65	99.58	△ 0.07	23	99.13	11
35	山口県	99.55	99.60	99.59	99.66	99.66	99.68	0.02	12	99.12	12
36	徳島県	99.28	99.37	99.36	99.47	99.47	99.44	△ 0.03	39	98.71	37
37	香川県	99.49	99.53	99.47	99.58	99.56	99.49	△ 0.07	33	98.72	35
38	愛媛県	99.53	99.55	99.59	99.66	99.71	99.68	△ 0.03	8	99.25	4
39	高知県	99.35	99.36	99.36	99.52	99.56	99.58	0.02	22	98.94	22
40	福岡県	99.25	99.27	99.29	99.49	99.51	99.37	△ 0.14	44	98.59	42
41	佐賀県	99.64	99.67	99.70	99.80	99.75	99.73	△ 0.02	2	99.28	3
42	長崎県	99.48	99.50	99.52	99.62	99.63	99.58	△ 0.05	25	98.77	33
43	熊本県	99.39	99.41	99.43	99.48	99.52	99.48	△ 0.04	37	98.66	38
44	大分県	99.54	99.60	99.60	99.69	99.70	99.68	△ 0.02	9	99.19	8
45	宮崎県	99.41	99.41	99.36	99.49	99.55	99.49	△ 0.06	35	98.61	41
46	鹿児島県	99.38	99.46	99.48	99.60	99.58	99.53	△ 0.05	31	98.78	32
47	沖縄県	99.09	99.05	99.08	99.24	99.39	99.24	△ 0.15	46	98.56	44
	全国平均	99.36	99.40	99.40	99.53	99.54	99.47	△ 0.07	—	98.85	—

※厚生労働省公表「後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等について」の「都道府県後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率」により作成。

医療給付費の年度別比較

	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決見)
医療給付費	1,164,080,522 千円	1,232,347,520 千円	1,303,604,626 千円
増 減	31,280,729 千円	68,266,998 千円	71,257,106 千円
対前年度比	102.8 %	105.9 %	105.8 %
被保険者数平均 (3月～2月)	1,185,148 人	1,228,475 人	1,278,758 人
増 減	8,668 人	43,327 人	50,283 人
1人当り給付費	982 千円	1,003 千円	1,019 千円
増 減	19 千円	21 千円	16 千円
対前年度比	102.0 %	102.1 %	101.6 %

注)医療給付費は、保険給付費から審査支払手数料、葬祭費、傷病手当金を除いたもの。



1人当たり医療費の状況【年度別、都道府県別】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	順位	実額(円)	順位	実額(円)	順位	実額(円)
全国計		917,124		940,512		951,767
北海道	7	1,051,831	7	1,065,080	8	1,071,635
青森	42	805,460	44	811,423	45	801,072
岩手	46	754,134	46	767,405	46	773,693
宮城	35	824,473	35	842,258	37	846,266
秋田	43	801,609	45	808,732	44	809,284
山形	39	815,536	39	835,670	38	844,933
福島	41	811,952	43	817,047	43	822,782
茨城	36	821,829	38	839,082	40	839,170
栃木	40	812,285	40	833,341	39	839,196
群馬	31	836,266	33	858,693	33	874,070
埼玉	37	818,970	37	840,668	36	848,959
千葉	44	795,497	41	825,420	41	834,138
東京	26	899,692	24	937,805	20	962,272
神奈川	30	839,398	30	874,502	30	890,795
新潟	47	743,130	47	754,149	47	763,869
富山	25	902,727	25	929,039	26	933,261
石川	17	952,771	17	971,667	18	973,532
福井	29	885,760	27	918,020	29	914,907
山梨	33	830,722	31	861,783	31	878,436
長野	38	818,902	34	842,323	35	852,820
岐阜	32	834,014	32	860,519	32	874,913
静岡	45	793,357	42	819,134	42	831,422
愛知	23	917,849	21	947,455	22	957,516
三重	34	826,521	36	840,847	34	857,924
滋賀	27	893,479	29	908,783	27	928,380
京都	13	998,819	12	1,027,254	12	1,038,701
大阪	9	1,043,005	9	1,062,990	6	1,087,577
兵庫	15	986,533	14	1,010,760	14	1,029,830
奈良	24	913,459	26	928,775	23	945,246
和歌山	20	938,551	20	956,015	19	970,976
鳥取	22	920,624	22	945,251	24	944,872
島根	21	925,671	23	938,441	25	943,169
岡山	19	947,741	18	967,452	17	978,051
広島	11	1,021,844	11	1,039,324	11	1,042,089
山口	12	1,002,033	13	1,013,444	15	1,024,487
徳島	6	1,054,259	8	1,064,552	9	1,066,457
香川	16	958,002	16	985,894	16	988,574
愛媛	18	952,734	19	963,074	21	961,656
高知	1	1,152,631	2	1,172,055	2	1,154,017
福岡	2	1,138,402	1	1,173,102	1	1,175,624
佐賀	5	1,060,401	5	1,084,321	4	1,112,558
長崎	4	1,073,446	4	1,088,251	5	1,087,919
熊本	8	1,047,518	6	1,075,429	7	1,083,442
大分	10	1,032,531	10	1,052,999	10	1,053,623
宮崎	28	889,171	28	911,360	28	915,026
鹿児島	3	1,088,171	3	1,110,475	3	1,125,145
沖縄	14	994,844	15	1,002,500	13	1,036,191

(注) 1. 厚生労働省医療保険データベース

『「後期高齢者医療事業状況報告」(年報:確報)令和4年度版』より抜粋。

2. 「年度」は「3月から2月診療分の12ヶ月」。

3. 「1人当たり医療費」は当該年度の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したもの。

○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康支援を行い適切な医療や介護サービスにつなげることで、生活習慣病の重症化予防や介護予防を促進し、健康寿命の延伸を図るため、市町村への事業委託により、高齢者の保健事業と市町村における介護予防事業等の一体的な実施に取り組んでいる。

- (※1) ハイリスクアプローチ 一疾患を発症しやすい高リスクの個人を対象に行動変容を促すことを目的とするアプローチ
- (※2) ポピュレーションアプローチ リスク要因の有無で対応を分けず、集団全体へ働きかけて全体的にリスクを下げることを目的とするアプローチ

(1) 令和6年度の市町村の実施見込み

令和6年4月1日現在

市町村	日常生活圏域数	実施圏域数	ハイリスクアプローチ (※1)						ポピュレーションアプローチ (※2)			
			低栄養防止・重症化予防					服薬	健康状態不明者	健康教育・健康相談	フレイル状態の把握	気軽に相談できる環境づくり
			低栄養	口腔機能	身体的フレイル	重症化予防(糖尿)	(生活習慣病)重症化予防					
1 大阪市	66	66		○			⑤その他			○	○	
2 堺市	21	21	○	○		①コントロール不良	①コントロール不良 ④腎機能不良		○	○	○	
3 岸和田市	6	6	○		○	①コントロール不良	⑤その他		○	○		
4 豊中市	7	7		○			⑤その他			○		
5 池田市	2	2	○	○		①コントロール不良 ②中断 ③フレイル	④腎機能不良		○	○	○	○
6 吹田市	6	6	○	○			⑤その他		○	○	○	○
7 泉大津市	1	1	○	○		①コントロール不良				○	○	○
8 高槻市	4	4					①コントロール不良		○	○	○	
9 貝塚市	3	3						①多剤 ②睡眠	○	○	○	
10 守口市	6	3	○		○	①コントロール不良 ②中断			○	○	○	
11 枚方市	13	13		○			⑤その他		○	○		
12 茨木市	5	4			○		⑤その他			○		
13 八尾市	5	16							○	○		
14 泉佐野市	5	5	○						○	○		
15 富田林市	3	3	○	○	○	①コントロール不良 ②中断	①コントロール不良 ②中断 ④腎機能不良		○	○	○	○
16 寝屋川市	6	4	○	○	○				○	○	○	○
17 河内長野市	6	6	○	○					○	○		
18 松原市	4	4				①コントロール不良		①多剤		○	○	○
19 大東市	1	1				①コントロール不良				○	○	○
20 和泉市	4	4	○						○	○		

市町村	日常生活圏域数	実施圏域数	ハイリスクアプローチ（※1）							ポピュレーションアプローチ（※2）			
			低栄養防止・重症化予防					服薬	健康状態不明者	健康教育・健康相談	フレイル状態の把握	気軽に相談できる環境づくり	
			低栄養	口腔機能	身体的フレイル	重症化予防（糖尿）	重症化予防（生活習慣病）						
21	箕面市	14	14		○	○		⑤その他		○	○	○	○
22	柏原市	1	1	○			②中断	②中断		○	○	○	
23	羽曳野市	3	3	○	○	○	①コントロール不良				○	○	
24	門真市	5	5	○	○					○	○	○	
25	摂津市	2	2							○	○	○	
26	高石市	3	3							○	○	○	○
27	藤井寺市	1	1	○	○	○	①コントロール不良 ②中断 ③フレイル	①コントロール不良 ②中断 ③フレイル ⑤その他		○	○	○	
28	東大阪市	25	25		○	○	③フレイル併存	③フレイル併存			○	○	
29	泉南市	4	4	○	○					○	○	○	○
30	四條畷市	3	3	○				⑤その他	①多剤 ③その他	○	○	○	○
31	交野市	1	1				①コントロール不良		③その他	○	○		○
32	大阪狭山市	1	1		○	○	①コントロール不良	①コントロール不良			○	○	
33	阪南市	4	4		○		①コントロール不良				○	○	
34	島本町	1	1	○						○	○		
35	豊能町	1	1	○	○						○		
36	能勢町	1	1		○						○		
37	忠岡町	1	1	○						○	○		
38	熊取町	1	1	○		○		⑤その他		○	○	○	
39	田尻町	1	1		○	○		①コントロール不良		○	○	○	○
40	岬町	1	1	○	○		①コントロール不良 ②中断	⑤その他	①多剤 ②睡眠	○	○		○
41	太子町	1	1	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良 ②中断 ⑤その他			○	○	○
42	河南町	1	1	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	○	
43	千早赤阪村	1	1	○	○	○	①コントロール不良	④腎機能不良		○	○	○	○
合計		251	256	25	23	15	19	22	5	30	43	35	16

重症化予防（糖尿）：①コントロール不良 ②中断 ③フレイル併存
重症化予防（生活習慣病）：①コントロール不良 ②中断 ③フレイル併存 ④腎機能不良未受診 ⑤その他
服薬：①多剤 ②睡眠薬 ③その他

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための広域連合の取組

取組内容		概要	令和6年度（見込み）
①	データヘルス計画実施に伴う分析事業 (令和元年度～)	市町村の健康課題の抽出等を支援するため、健康診査結果やレセプト等の分析結果を市町村へ提供	・ 令和5年度の健康診査結果、歯科健康診査結果、レセプト等を分析
②	ICTを活用した分かりやすい健康診査通知事業 (令和元年度～)	被保険者の主体的な健康づくりを支援するため、ICT等を活用して分かりやすく健康診査・歯科健康診査の結果を通知	・ 健康診査結果通知 4,000人 ・ 歯科健康診査結果通知 10,000人
③	高齢者のフレイル予防のための情報提供事業 (令和2年度～)	フレイル予防に関する意識を醸成するため、健康診査・歯科健康診査結果からフレイルのおそれのある対象者を抽出し情報提供書を送付	・ 健康診査結果通知 8,000人 ・ 歯科健康診査結果通知 6,000人
④	一体的実施を推進するための市町村職員研修 (令和2年度～)	一体的実施に従事する市町村職員を対象に、専門研修及びKDBシステムの活用研修を大阪府国民健康保険団体連合会と連携して開催	・ 1回目 令和6年8月22日 ・ 2回目 令和6年11月26日（予定）
⑤	一体的実施に係る医療関係団体との連携促進 (令和2年度～)	一体的実施の推進に向けて各地域医療関係団体の理解・協力を促進するため、事業の意義や医療関係団体の役割等について研修や説明会を開催	・ 医師会 令和6年10月29日（予定） ・ 歯科医師会 令和6年7月20日 ・ 薬剤師会 令和6年5月18日
⑥	一体的実施に係る事業評価 (令和2年度～)	大阪府国民健康保険団体連合会のヘルスサポート事業（保健事業支援・評価委員会）等を活用し、一体的実施に係る保健事業の評価を実施し市町村へ還元	・ ワーキングチーム4回 (令和6年8月21日・29日、9月2日・3日) ・ 保健事業支援評価委員会（予定）
⑦	一体的実施に係る企画・調整担当者等連絡会議 (令和2年度～)	一体的実施の円滑な推進に向けて、各市町村の企画・調整担当職員間の連携及び事業実施に必要な情報共有を行うとともにスーパーバイザーによる技術的助言を実施。また担当職員の事務負担軽減のため、Q & Aや交付金申請書作成マニュアル等を作成 市町村への効果的な支援内容の検討及び関係機関の役割の明確化を図るため連絡会議を開催	・ 1回目 令和6年5月10日 ・ 2回目 令和6年10月25日（予定） ・ 3回目 令和7年1月（予定） ・ 関係機関連絡会議 令和7年3月（予定）
⑧	健康寿命延伸を目指した歯科健康診査データ研究分析事業 (令和3年度～)	歯科健康診査結果及びレセプト等の分析により、口腔状態と要介護状態につながる疾病との関係等を明らかにし市町村へ提供	・ 歯科健康診査：平成30年度～令和5年度 ・ 健康診査結果：平成28年度～令和5年度 ・ レセプト：平成29年度～令和5年度等を分析

令和5年度 健康診査受診状況（4月～3月受診）

順位	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考
										令和4年度 受診率
1	豊能町	4,889	92	4,797	2,339	0	53	2,392	49.86%	51.79%
2	池田市	15,839	298	15,541	6,864	0	97	6,961	44.79%	42.90%
3	藤井寺市	9,929	160	9,769	3,883	0	87	3,970	40.64%	39.56%
4	吹田市	48,856	774	48,082	17,271	0	345	17,616	36.64%	36.51%
5	千早赤阪村	1,295	22	1,273	430	0	31	461	36.21%	36.23%
6	和泉市	24,208	440	23,768	8,047	0	477	8,524	35.86%	34.74%
7	河南町	2,814	42	2,772	567	372	40	979	35.32%	33.47%
8	高槻市	58,387	863	57,524	18,523	0	689	19,212	33.40%	32.02%
9	羽曳野市	18,069	478	17,591	5,602	0	243	5,845	33.23%	31.46%
10	河内長野市	19,934	302	19,632	6,230	0	231	6,461	32.91%	30.68%
11	大阪狭山市	8,966	139	8,827	2,823	0	67	2,890	32.74%	29.24%
12	富田林市	18,049	458	17,591	5,164	0	366	5,530	31.44%	30.14%
13	箕面市	19,557	333	19,224	5,207	0	745	5,952	30.96%	30.06%
14	柏原市	10,866	146	10,720	3,055	0	206	3,261	30.42%	29.20%
15	太子町	2,117	23	2,094	584	0	46	630	30.09%	30.25%
16	寝屋川市	36,826	443	36,383	10,534	0	308	10,842	29.80%	28.80%
17	八尾市	40,529	606	39,923	10,482	393	480	11,355	28.44%	27.27%
18	門真市	18,587	258	18,329	5,045	0	73	5,118	27.92%	27.29%
19	泉大津市	10,000	196	9,804	2,598	0	115	2,713	27.67%	26.04%
20	茨木市	37,382	626	36,756	9,106	812	214	10,132	27.57%	26.16%
21	島本町	4,746	67	4,679	1,201	0	44	1,245	26.61%	24.16%
22	田尻町	1,101	32	1,069	225	47	3	275	25.72%	26.11%
23	大東市	17,826	222	17,604	4,132	0	300	4,432	25.18%	23.92%
24	枚方市	61,360	867	60,493	14,106	0	784	14,890	24.61%	22.37%
25	能勢町	2,054	45	2,009	279	184	19	482	23.99%	20.65%
26	四條畷市	8,280	188	8,092	1,813	0	103	1,916	23.68%	22.76%
27	高石市	8,539	156	8,383	1,581	256	147	1,984	23.67%	22.20%
28	堺市	125,812	2,313	123,499	25,998	0	2,416	28,414	23.01%	21.58%
29	熊取町	6,623	132	6,491	948	355	180	1,483	22.85%	20.03%
30	貝塚市	12,270	355	11,915	2,531	0	103	2,634	22.11%	20.46%
31	豊中市	57,376	1,022	56,354	11,642	0	759	12,401	22.01%	21.03%
32	泉南市	9,543	283	9,260	1,664	0	353	2,017	21.78%	20.60%
33	交野市	12,481	184	12,297	2,432	0	242	2,674	21.75%	19.22%
34	泉佐野市	14,048	329	13,719	2,734	100	122	2,956	21.55%	20.25%
35	忠岡町	2,571	53	2,518	527	0	15	542	21.53%	22.69%
36	東大阪市	72,356	1,022	71,334	14,873	0	307	15,180	21.28%	20.22%
37	岸和田市	28,043	620	27,423	5,294	0	373	5,667	20.67%	20.23%
38	摂津市	12,028	213	11,815	1,317	1,013	54	2,384	20.18%	18.75%
39	松原市	19,791	207	19,584	3,759	0	125	3,884	19.83%	18.46%
40	大阪市	338,835	7,755	331,080	49,192	1,456	2,315	52,963	16.00%	14.78%
41	守口市	22,354	295	22,059	1,263	2,106	108	3,477	15.76%	15.83%
42	岬町	3,342	66	3,276	256	134	108	498	15.20%	13.44%
43	阪南市	9,378	196	9,182	960	293	133	1,386	15.09%	14.73%
合計		1,257,856	23,321	1,234,535	273,081	7,521	14,026	294,628	23.87%	22.58%

※対象者数は、受診券用データ抽出日（4月1日）の実数から対象外者数を除いた数

令和5年度 歯科健康診査受診状況（4月～3月受診）

順位	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	受診者数	受診率	◎参考
							令和4年度 受診率
1	茨木市	37,382	626	36,756	9,162	24.93%	24.67%
2	箕面市	19,557	333	19,224	4,498	23.40%	23.05%
3	和泉市	24,208	440	23,768	5,161	21.71%	21.14%
4	豊能町	4,889	92	4,797	1,006	20.97%	19.79%
5	八尾市	40,529	606	39,923	8,052	20.17%	19.37%
6	藤井寺市	9,929	160	9,769	1,922	19.67%	18.14%
7	河内長野市	19,934	302	19,632	3,803	19.37%	18.53%
8	吹田市	48,856	774	48,082	8,986	18.69%	18.22%
9	寝屋川市	36,826	443	36,383	5,726	15.74%	15.04%
10	富田林市	18,049	458	17,591	2,763	15.71%	15.25%
11	田尻町	1,101	32	1,069	167	15.62%	15.09%
12	島本町	4,746	67	4,679	723	15.45%	15.94%
13	柏原市	10,866	146	10,720	1,644	15.34%	16.53%
14	東大阪市	72,356	1,022	71,334	10,741	15.06%	14.90%
15	泉佐野市	14,048	329	13,719	2,054	14.97%	14.62%
16	熊取町	6,623	132	6,491	961	14.81%	13.32%
17	羽曳野市	18,069	478	17,591	2,543	14.46%	14.71%
18	泉大津市	10,000	196	9,804	1,413	14.41%	14.38%
19	高石市	8,539	156	8,383	1,192	14.22%	13.94%
20	摂津市	12,028	213	11,815	1,673	14.16%	14.07%
21	忠岡町	2,571	53	2,518	356	14.14%	13.74%
22	大東市	17,826	222	17,604	2,482	14.10%	13.91%
23	守口市	22,354	295	22,059	3,096	14.04%	14.94%
24	四條畷市	8,280	188	8,092	1,098	13.57%	13.44%
25	貝塚市	12,270	355	11,915	1,606	13.48%	15.00%
26	千早赤阪村	1,295	22	1,273	166	13.04%	13.52%
27	高槻市	58,387	863	57,524	7,466	12.98%	12.39%
28	大阪狭山市	8,966	139	8,827	1,126	12.76%	10.70%
29	池田市	15,839	298	15,541	1,959	12.61%	11.57%
30	大阪市	338,835	7,755	331,080	40,534	12.24%	11.80%
31	能勢町	2,054	45	2,009	239	11.90%	11.95%
32	豊中市	57,376	1,022	56,354	6,630	11.76%	11.93%
33	河南町	2,814	42	2,772	306	11.04%	10.43%
34	泉南市	9,543	283	9,260	955	10.31%	10.61%
35	枚方市	61,360	867	60,493	6,216	10.28%	8.18%
36	堺市	125,812	2,313	123,499	12,270	9.94%	9.33%
37	松原市	19,791	207	19,584	1,920	9.80%	9.34%
38	岸和田市	28,043	620	27,423	2,625	9.57%	9.92%
39	太子町	2,117	23	2,094	199	9.50%	8.32%
40	門真市	18,587	258	18,329	1,735	9.47%	11.16%
41	交野市	12,481	184	12,297	1,159	9.43%	8.93%
42	阪南市	9,378	196	9,182	649	7.07%	7.30%
43	岬町	3,342	66	3,276	152	4.64%	3.86%
合 計		1,257,856	23,321	1,234,535	169,134	13.70%	13.27%

※対象者数は、受診券用データ抽出日(4月1日)の実数から対象外者数を除いた数

被保険者証の廃止等に伴う広域計画の一部変更について

■広域計画について

広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に処理するために作成する。

○地方自治法第291条の7

- 1 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。
- 2 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
- 4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

また、広域連合規約第5条には、広域計画に記載すべき内容として次の項目を明記している。

- (1)後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2)広域計画の期間及び改定に関すること。

■広域計画の期間及び改定について

現行の第4次広域計画では「第4次広域計画の期間は、令和4年度からの5年間とし、その後、5年を単位に改定します。」と規定している。

(参考)広域連合設立以来、次のとおり5年単位で計画を作成。

第1次広域計画	平成19～23年度	第2次広域計画	平成24～28年度
第3次広域計画	平成29～令和3年度	第4次広域計画	令和4年～8年度

■広域計画の一部変更の内容について

※広域連合11月議会上程
※12月2日施行予定

本年度は改定年度にはあたりませんが、「被保険者証の廃止」等に伴い関係する内容の変更を行うものです。(別添(案)参照)

○被保険者証の廃止等に関する変更

2 事業計画(広域計画 6ページ)

「(1)被保険者の資格管理に関すること」に記載のある内容の変更

- ・「被保険者証その他の必要な証明書」 → 「資格情報のお知らせ、資格確認書等」
- ・「短期有効期限被保険者証等の交付については、……適切に運用します。なお、」
→ 削除
- ・「旧被保険者証の回収については、引き続きの回収に努めます。」
→ 「旧資格確認書等については、回収に努めます。」

○その他

(4)高齢者保健事業の実施状況(広域計画 4ページ)

「第3期データヘルス計画 令和6年度～令和11年度」を追記する。

※令和6年度より、第3期データヘルス計画を実施(令和5年度策定)

(案)

大阪府後期高齢者医療広域連合

第4次広域計画

令和4年2月

令和6年12月改定

大阪府後期高齢者医療広域連合

I	広域計画の趣旨	1
II	後期高齢者医療制度の現状と課題	2
III	後期高齢者医療制度の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務	
	1 基本方針	5
	2 事業計画	6
IV	計画期間及び改定	7

I 広域計画の趣旨

後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化に伴う超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の一環として、平成20年4月にスタートしました。

同制度は、都道府県ごとに、すべての市町村で組織する広域連合が運営しています。広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合及び関係市町村が後期高齢者医療制度に関する事務処理を総合的かつ計画的に処理するために作成するものです。

大阪府においては、平成19年1月に大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し、下記のとおり広域計画を作成して、国及び大阪府の指導のもと、関係市町村と連携協力し、円滑に事業を進めてまいりました。

第1次広域計画 平成19年度～平成23年度

第2次広域計画 平成24年度～平成28年度

第3次広域計画 平成29年度～令和3年度

この度、現在の広域計画の期間が、令和3年度で満了となることに伴い、引き続き、広域連合と関係市町村が連携協力して、安定的な事業運営を行っていくため、令和4年度から令和8年度までの5年間の、第4次広域計画を作成するものです。

第4次広域計画には、広域連合規約第5条の規定により、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事
- (2) 広域計画の期間及び改定に関する事

Ⅱ 後期高齢者医療制度の現状と課題

令和3年4月現在の日本の総人口は1億2,541万人、そのうち75歳以上人口は1,870万人（14.9%）です。今後も総人口及び現役世代人口は減少するとともに高齢者人口は増加を続け、団塊の世代が75歳以上となる令和4～7年（2022～2025年）には後期高齢者医療費の急増が懸念されています。

国においては、全ての世代の方々が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現に向け、負担のあり方の見直しなどを含めた総合的な検討を進めるとしています。（「経済財政運営と改革の基本方針2021」）

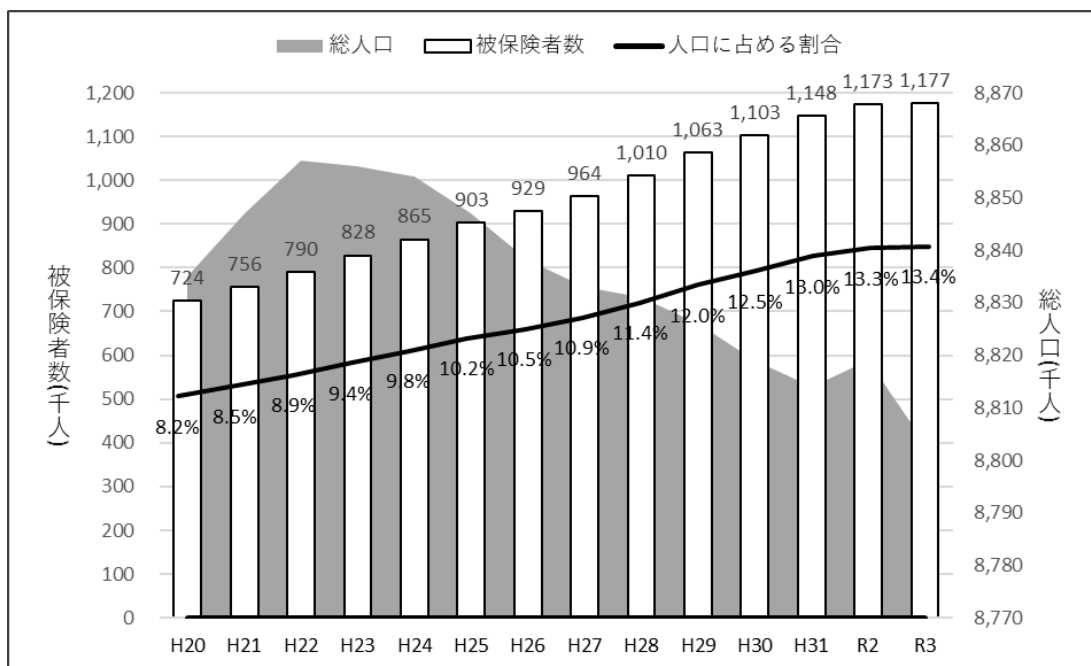
広域連合は、国の動向を注視しつつ、被保険者が安心して医療を受けられ、地域で健康的な生活を送れるよう、制度の運営主体としての役割を果たしていく必要があります。

《大阪府の現況及び広域連合における主な取組状況》

（1）被保険者数の推移

後期高齢者医療制度では、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方が被保険者となります。大阪府における被保険者数は、令和3年4月現在で117万7千人であり、制度施行時の平成20年と比較して約1.6倍に増加しています。

また、大阪府の総人口に占める被保険者の割合は13.4%と、平成20年から同じく1.6倍に上昇しています。（図1）



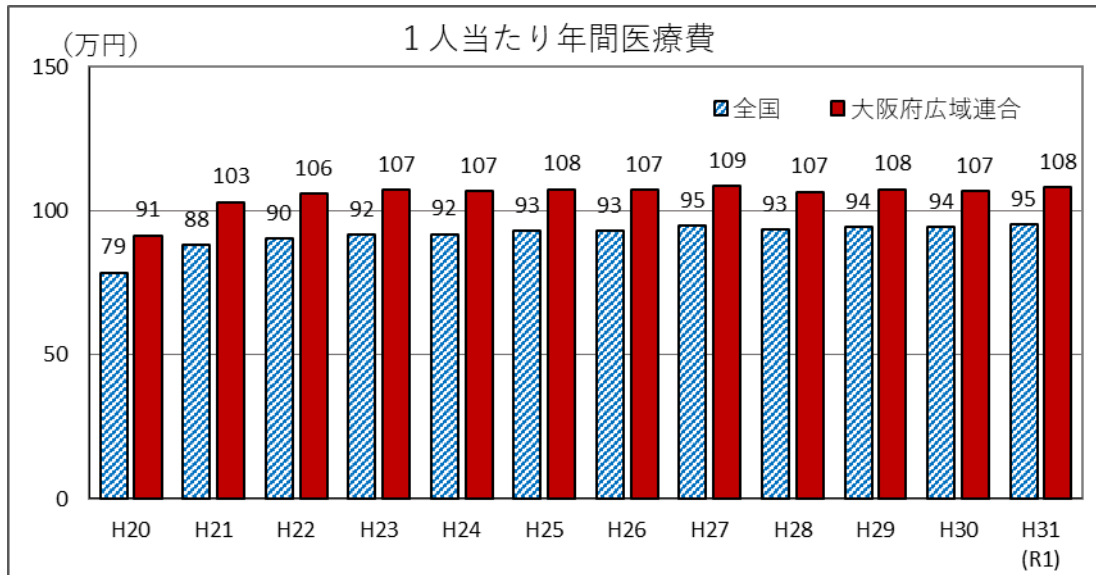
【図1】大阪府の総人口と被保険者数の推移

※総人口（大阪府ホームページ「大阪府毎月推計人口」より）は各年4月1日現在、被保険者数は各年4月末日現在。

(2) 医療費の状況

大阪府における後期高齢者の1人当たり年間医療費は100万円を超えており、全国でも高い水準にあります。(図2)

今後、被保険者の増加に伴い医療費のさらなる増大が見込まれるため、引き続き医療費適正化や高齢者の健康増進に積極的に取り組む必要があります。



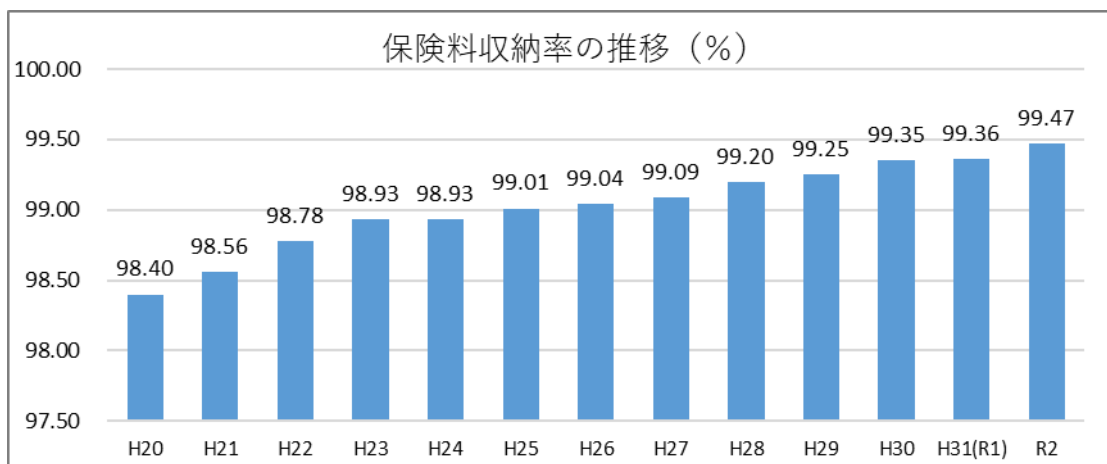
【図2】1人当たり年間医療費の推移

※厚生労働省医療保険データベース「後期高齢者医療事業状況報告」による。

※各年度は、3月診療分から翌年2月診療分までの12ヵ月実績。

(3) 保険料の収納状況

保険料の収納確保は、負担の公平性担保及び適正な制度運営に欠かせない重要課題です。広域連合では毎年度、収納対策実施計画を策定し、具体的な目標や取組内容を定めて着実な収納確保に努めています。制度発足以来、収納率は毎年度上昇傾向にあります(図3)が、今後も向上・維持するよう継続した取組が必要です。



【図3】保険料収納率の推移

(4) 高齢者保健事業の実施状況

人生 100 年時代を見据え、高齢者ができるだけ長く自立し充実した生活を送ることができるよう、高齢者の健康保持増進の取組はますます重要となっています。広域連合では、保健事業実施計画※（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、市町村における介護予防事業等との一体的な実施など、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な事業実施に努めています。

※「保健事業実施計画（データヘルス計画）」

各種保健医療関連統計資料、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報、その他の健康や医療に関する情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定する事業計画。

第 1 期データヘルス計画 平成 27 年度～平成 29 年度

第 2 期データヘルス計画 平成 30 年度～令和 5 年度

第 3 期データヘルス計画 令和 6 年度～令和 11 年度

(5) まとめ

第 4 次計画期間は、上記のように第 3 次計画時より被保険者数や総人口に占める後期高齢者の割合はさらに増加し、厳しい状況にあります。

一方で、1 人当たりの医療費はいまだ全国に比較して高い傾向にあるものの、大きく上昇することなく横ばいで推移し、保険料の収納率は上昇傾向であるなど一定の成果を得ていることから、第 4 次計画においては前計画の趣旨を踏まえつつ、さらなる取組強化に努めます。

Ⅲ 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

1 基本方針

後期高齢者が安心して医療を受けるとともに地域で健康的な生活を送れるように、制度を安定的かつ円滑に運営するため、次の基本方針を定めます。

○関係市町村との連携の強化

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となりますが、窓口業務など一部の事務は関係市町村が実施します。関係市町村とより緊密な連携を図り、一層円滑な事業運営に努めます。

○医療費の適正化の推進

医療費の増大が続く中、適切で効率的な医療を持続的に提供するには、医療費の適正化が最重要課題であり、適正化に向けた取組みを積極的に推進します。

○高齢者保健事業の推進

高齢者の健康寿命の延伸に向けて、データヘルス計画に基づき、健康診査をはじめとした各種の保健事業を着実に推進します。

また、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かで効果的な事業とするため、関係市町村との連携のもと、市町村が実施する国民健康保険保健事業や介護保険の地域支援事業、健康増進事業等と一体的に実施されるよう取り組みます。

○財政運営の安定化

効率的で安定した財政運営を図るため、予算編成等においては、事務事業の見直しを徹底し、最小限の経費で最大限の効果が上がるよう努めるとともに、保険料収入の確保及び適正な債権管理に取り組みます。

○住民意見の反映と住民サービスの確保

被保険者をはじめ広く住民の意見を聴取し、制度運営に反映するよう努めるとともに、関係市町村との連携のもと、住民サービスの確保を図ります。

○個人情報情報の適正管理

制度運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、住民基本台帳情報、課税情報及び医療情報のやりとりが不可欠です。個人情報保護規定やセキュリティポリシーに則り、個人情報の取扱いを厳格に管理します。

2 事業計画

(1) 被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、被保険者の資格の取得、喪失など異動の届出等の受付事務を行い、広域連合に送付します。

広域連合は、提供された情報をもとに、被保険者台帳により被保険者資格を管理するとともに、資格情報のお知らせ、資格確認書等被保険者証その他の必要な証明書を被保険者に対して交付します。また、被保険者、医療機関等がオンライン資格確認システム上で医療保険資格情報等を滞りなく閲覧できるよう、被保険者情報の提供を適切に行います。

~~短期有効期限被保険者証等の交付については、被保険者間の保険料負担の公平性、制度に対する信頼性を確保する観点から、適切に運用します。なお、一部負担金の負担割合の変更や広域外転出者等に係る旧資格確認書等旧被保険者証の回収については、引き続きの回収に努めます。~~

(2) 医療給付に関すること

関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付に関して、療養費、高額療養費等の支給申請等の受付事務を行い、申請等に関する情報を広域連合に送付します。

広域連合は、申請に対する支給決定等を行うとともに、給付情報を一元的に管理します。

また、後期高齢者医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管、医療費通知の実施、重複・頻回受診訪問指導の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為求償、不正・不当利得への対応は、広域連合の責任において行います。

(3) 保険料の賦課徴収に関すること

関係市町村が保有する被保険者に係る課税情報をもとに、広域連合が保険料を賦課（軽減判定及び減免決定も含む。）します。なお、保険料率は、広域連合の区域内均一とし、概ね2年間を通じ、財政の均衡を保つことができるものとします。

関係市町村は、保険料徴収及び保険料に関する申請の受付等の事務並びに滞納整理を行います。

保険料の収納確保は、負担の公平性の観点及び適正な制度運営の根幹にかかわる重要課題です。関係市町村は、収納率の向上に努めるとともに、広域連合は、収納対策実施計画の策定や収納担当者会議の開催のほか、大阪府とともに、必要に応じて関係市町村の取組みを支援し、保険料の収納確保に努めます。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、厚生労働大臣の示す指針を踏まえ、関係市町村や医療機関等と連携しつつ、データヘルス計画に基づき、後期高齢者医療の状況を把握し、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報等を活用して、被保険者の健康の保持増進のため効果的かつ効率的な保健事業を実施します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、広域連合は、関係市町村に保健事業の実施を委託し、現状分析や情報共有、関係機関との調整などの各種支援を行います。

関係市町村は、広域連合から上記委託を受けた場合、各地域特性に合わせた効果的・効率的な保健事業の基本的な方針を定め、国民健康保険、介護保険、健康づくり等の関係部局と相互に連携して事業を実施します。

(5) その他後期高齢者医療制度に関する事務

関係市町村は、(1) から (4) に付随する窓口事務等を行います。

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応については、広域連合と関係市町村が緊密に連携して対応します。

また、住民に対する制度内容の周知・啓発については、各種広報媒体やホームページ、パンフレット等を活用し、広域連合と関係市町村が連携協力して行います。

IV 計画期間及び改定

第4次広域計画の期間は、令和4年度からの5年間とし、その後、5年を単位に改定します。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

マイナンバーカードと被保険者証の一体化について

1. 経過

- ・令和5年6月9日：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」公布
(法律第48号)
- ・令和6年12月2日：施行日

2. 内容

■被保険者証（従来）について

- ・令和6年12月2日以降、紙の被保険者証の新規発行を廃止。
- ・発行済被保険証は同日以後、1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効。
- ・短期有効期限被保険者証及び資格証明書の仕組みを廃止。

■マイナ保険証について

- ・令和6年12月2日以降、基本的にマイナ保険証を利用。
- ・令和6年9月26日付厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡「後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取扱いについて」に基づき、令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年12月2日以降、新規加入者、券面情報に変更が生じた者及び被保険者証の紛失等に伴い再交付を申請する者について、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付。
- ・令和7年8月の年次更新では、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付。
- ・一度マイナ保険証の利用登録をした後も市区町村への申請により利用登録解除ができ、申請者には、資格確認書を発行する。
- ・「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」の枠組みを構築する。

■資格確認書・資格情報のお知らせについて（参考：様式1・2）

	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象者	マイナ保険証を保持していない者 ※要配慮者についても交付可能。	マイナ保険証を保持している者。 ただし資格確認書が交付された者は除く。

(資料4-①)

	資格確認書	資格情報のお知らせ
サイズ	ハガキ	A4 (ただし、カード型の窓口提示用カードあり)
材質	紙	紙
郵送方法	簡易書留	普通郵便
記載事項	<p>【必須記載事項】 氏名・性別・生年月日、被保険者番号、保険者番号・保険者名、交付年月日、資格取得年月日、負担割合、発効期日、有効期限、特別療養費の対象者である場合にはその旨、住所</p> <p>【任意記載事項】 一部負担金限度額(高額療養費)の適用区分、発効期日、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の適用区分、発効期日、長期入院該当日、認定を受けた特定疾病の区分(記号で表記)、発効期日</p>	<p>氏名、被保険者番号、保険者番号・保険者名、負担割合、有効期限、発効期日、交付年月日</p> <ul style="list-style-type: none">・このお知らせのみでは医療機関等を受診できないこと・スマートフォンを所有している場合は、マイナポータルにアクセスすることで、自身の被保険者資格情報を確認でき、また、当該情報をダウンロードできること (アクセスするためのQRコードを記載)
有効期限	1年間(8月1日(又は発行日)～7月31日) 期間中に資格情報変更等があった者に随時変更分を交付	1年間(8月1日(又は発行日)～7月31日) 期間中に資格情報変更等があった者に随時変更分を交付
備考	—	マイナ保険証と同時に提示することでオンライン資格確認に未対応の医療機関等も受診可能。

後期高齢者医療資格確認書						
有効期限	年 月 日					
交付年月日	年 月 日					
被 保 険 者 番 号						
住 所	性別					
		氏 名				
生 年 月 日	年 月 日					
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日					
負 担 割 合 ・ 発 効 期 日	年 月 日					
限 度 区 分 ・ 発 効 期 日	年 月 日					
長 期 入 院 該 当 日	年 月 日					
特 定 疾 病 区 分 ・ 発 効 期 日	年 月 日					
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	<table border="1" style="width: 100px; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table>					

備 考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、<u>移植の為に臓器を提供します</u>。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、<u>移植の為に臓器を提供します</u>。</p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません</u>。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>〔特記欄： 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じぶ}脾臓・小腸・眼球 】 〕</p> <p>署名年月日： 年 月 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____</p> <p>家族署名（自筆）： _____</p>
-----	---

資格情報のお知らせ

大阪府後期高齢者医療広域連合
保険者番号

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

被保険者番号	
氏名	
負担割合	割
有効期限	年 月 日
発効期日	年 月 日
交付年月日	年 月 日

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

年 月 日発行
大阪府後期高齢者医療広域連合
保険者番号

被保険者番号

氏名

負担割合 割

有効期限 年 月 日

発効期日 年 月 日

受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです

限度額適用・標準負担額減額認定証 及び限度額適用認定証の廃止について

1. 経過

- ・令和5年6月9日 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」公布
(法律第48号)
- ・令和6年12月2日 施行

2. 内容

(1) 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の廃止について

- ①令和6年12月2日以降、新規発行を廃止。
※券面記載内容に変更のない再発行は可能。
- ②発行済の「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額証という。)と「限度額適用認定証」(以下、限度証という。)は同日以後、有効期限(令和7年7月31日)まで有効。

(2) 令和6年12月2日以降の証明書類について

- ①マイナ保険証の利用登録をされている方
⇒マイナンバーカードのみの提示で、本人の自己負担限度区分に応じて標準負担額の減額や限度額が適用される。
- ②マイナ保険証の利用登録をされていない方、マイナンバーカードを保有していない方
⇒資格確認書(任意記載事項として、限度区分などが記載されたもの)を提示することで、記載された限度区分に応じて標準負担額の減額や限度額が適用される。 ※【参考・様式3】

(3) 資格確認書への任意記載事項(限度区分)の記載申請について

- ①令和6年11月29日時点で減額証・限度証を保有している方については、「本人の希望が推定可能な場合」と取扱い、自動的に資格確認書への任意記載事項(限度区分)の記載がなされるように取り扱う。
- ②資格確認書への記載を希望しない方は、市町村窓口「負担(限度)区分併記継続不要申出書」を提出していただく。 ※【参考・様式4】

限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の廃止に伴う
資格確認書への負担(限度)区分併記継続不要申出書

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の廃止に伴い
後期高齢者医療資格確認書への負担(限度)区分の併記の継続を希望しないことを申し出ます。

大阪府後期高齢者医療広域連合長 宛

申出年月日 年 月 日

被 保 険 者 番 号								
フリガナ								
氏 名								
生 年 月 日		年		月			日	
住 所	〒 -							
電 話 番 号	- -							
(代理人記入の場合、代理人氏名・続柄)								
(続柄)								